

国民健康保険の
制度改正等について

70〜74歳の自己負担額が
1割に据え置き

4月から70〜74歳の人が医療機関にかかったときの自己負担割合が、「1割」から「2割」に引き上げられることになっていましたが、平成21年3月までの1年間は、自己負担が「1割」に据え置かれます。（現役並み所得者は3割で変更ありません。）

また、4月から高齢受給者証が更新になりました。新しい高齢受給者証をお送りしていますので、医療機関で受診される際には、必ず窓口で保険証とともに提示してください。

退職者医療制度の
対象者が65歳未満に

会社などを退職して国保に加入し、厚生年金などの被用者年金を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者

医療制度の対象となっていました。4月から対象年齢が65歳未満（65歳の誕生日まで（1日生まれの人は前月まで））になりました。

葬祭費の支給額が5万円に

葬祭費の支給額が4月から、「4万円」から「5万円」に変更となりました。

65歳以上の人は国保税が
年金から徴収されます

被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保税は、年金から徴収されます。（特別徴収）ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が18万円未満の場合、介護保険料と合算した額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの徴収は行われません。

この場合は、市役所からお送りする納付書や口座振替等により個別に納付していただくこととなります。（普通徴収）

笠岡市では、10月から特別徴収を開始します。9月までは普通徴収を行います。

普通徴収の納期の改正

国保税の第1期の納期が「5月」から「7月」に変更になり、納付書は一括でお送りします。納付は今までと同じく年8回です。

後期高齢者医療制度
が始まりました

後期高齢者医療保険が今月1日から始まりました。医療機関にかかる時は、お手元に届いている後期高齢者医療被保険者証を医療機関の窓口へ提出してください。

医療機関での
自己負担について

医療機関の窓口では、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を支払うこととなります。

今までの、老人保健制度と変わりありません。

各種手続きについて

後期高齢者医療に関する受付、窓口業務については、老

人保健と同様、引き続き笠岡市で行います。

後期高齢者医療制度の
保険料について

保険料は今月から原則として年金から徴収されます。

徴収される保険料額については、今月上旬に通知します。ただし、年金が年額18万円未満の人や、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える人等については、年金からの徴収は行われません。市役所からお送りする納付書や口座振替等により個別に納付していただくこととなります。（普通徴収）

なお、普通徴収の納期は、国保税の納期と同じで、7月から翌年2月までの8回の納付となります。

問合せは
制度・資格について
市民課 ☎21-300まで
保険料について
税務課 ☎21-116まで

笠岡第一病院
糖尿病教室

日時: 4月19日(土) 午後1時~2時
場所: 笠岡第一病院附属診療所 (笠岡市二番町2-9)



テーマ: 糖尿病まるわかり

- ◆ 内科 医師 原田 和博
- ◆ 糖尿病療養指導士 水ノ上かおり



初めて糖尿病について聞く方から、糖尿病と長い付き合いの方まで、最新の糖尿病の治療と管理について知るチャンスです。参加費は無料で、予約も不要です。皆様お誘い合せの上ぜひご参加下さい。

【お問合せ】 笠岡第一病院附属診療所 健康管理センター ☎62-5588